

令和5年度第2回大田区障がい者差別解消支援地域協議会 書面参加者意見及び質問回答一覧

番号	議題(1) 大田区に寄せられた令和5年度上半期の相談について	回答
1	相談内容への対応を確認しました。 区の対応は、適切になされていると思います。	相談対応の中で、障害者差別解消法の主旨や建設的対話の必要性についてご理解いただけるよう、引き続き丁寧な説明、対応を行ってまいります。
2	相談内容について、丁寧に内容を分析し対応していることが分かりました。	
3	配慮できることとそうでないことについて、根拠をもって対応されており、住みやすい生活の第一歩になるために努力されていること、よく分かりました。	大田区らしい地域共生社会の実現に向けて、引き続き周知啓発に努めてまいります。
4	相談事例からは、まだまだ障害者理解が進んでいないと実感する。より添う支援といっても、文字だけで理解するのは難しい。経験から、「ああ、こう言えば良かったのだ」「こうすれば良かった」と分かることから合理的配慮を理解できる。経験を生かすことがたいせつ。	合理的配慮には、明確な正解というものではなく、お互いの情報や意見を伝え合いながら歩み寄る建設的対話を通じて、現状をより良くしていこうと対話に努めることが大切であることをご理解いただけるよう、引き続き丁寧な説明、対応を行ってまいります。
	議題(2) 合理的配慮の取組について【近藤委員(大田区商店街連合会副会長)からの報告】	回答
5	商店街での対応でしょうか。 直接お話を聞くことができず残念です。 本校も近くの矢口南町会商店街の皆さまにお世話になっています。 (地域学習等)	地域の中の個人商店のお立場から、障がいのある方への対応について、心がけていることや、商店街の一員としての地域の取組などをお話いただきました。
	議題(3) 障害者差別解消法の改正に係る区の取り組み等について	回答
6	内閣府が出したリーフレットは分かり易いものであると考えます。	区で作成しているパンフレット等についても、通常版に加え、児童向け版を作成し、周知・啓発に努めております。

7	<p>本校では、地域の多摩川線での電車乗車学習、下丸子図書館の利用と連携などお世話になっています。これからも困ったことがあった際には、「建設的な対話」をかさねていけるよう相談してまいります。</p>	<p>区においても、相談対応の中で、障害者差別解消法の主旨や建設的対話の必要性についてご理解いただけるよう、引き続き丁寧な説明、対応を行ってまいります。</p>
8	<p>改正により、すべての事業者に合理的配慮が義務となり、障害者にとっては良い環境づくりが出来ていくと考えます。</p> <p>しかし、事業者がこのことを理解してもらうために「UD 実践講座」を地域の事業者対象に行う必要もあるのかなと考えます。よろしくお願いいたします。</p>	<p>事業者に対しては、様々な機会を通じて周知・啓発に努めてまいります。</p>
9	<p>民間事業者も 2024 年4月1日から合理的配慮が法的義務化されます。既に対応指針、対応要領があるようでしたら区役所の HP に掲載してください。</p>	<p>区では、障害者差別解消法の概要や、周知用パンフレット、大田区職員対応要領等についてホームページに掲載しております。事業者に対しては、様々な機会を通じて周知・啓発に努めてまいります。</p>
	<p>その他</p>	
10	<p>今回の合理的配慮の提供が努力義務から義務になることで、より具体的な対策を考えていくことの機会が増えていくと思います。本校でも保護者・本人の困っていることなどを考え対応していきたいと思います。</p>	<p>区においても、相談対応の中で、障害者差別解消法の主旨や建設的対話の必要性についてご理解いただけるよう、引き続き丁寧な説明、対応を行ってまいります。</p>